

静岡県告示第618号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年9月4日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

岸・岸町 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
島田市		岸	奥ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	2012地先道路 1号
			〃	2012 2号
			〃	2013-7 3号
			〃	2013-1 4号
			〃	2021-6 5号
			〃	2021-6 6号
			〃	北条ヶ谷 333-1 7号
			〃	〃 331-5 8号
			〃	〃 331-1 9号
			〃	〃 331-21 10号
			〃	〃 2013-4地先水路 11号
			〃	〃 2013-5地先道路 12号
			〃	奥ノ谷 2013-5地先道路 13号
〃	〃 2013-5地先道路 14号			